

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は機密班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写

08-026

大 政事外外儀官
人務務 典房
次次
官秘書官審署長長
①経④外査総 博代
人々ア 察括 友
使使大研審審
総口対文⑤厚情オ
察人⑥左儀警只

総 番 号 R146842

主 管

月 20日

韓 国 発

亜 北

平成 3年 7月 20日

本 省 着

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者支援

秘密指定解除

公文書監理室

第2817号 秘 至急（ゆう先処理）

（以下FAX送信 SO6612-01）

④参官 参報際内外
文長 審一二
④参官 参政保対旅外
文長 ④地中④
④参官 ④東西
文長 一
北米長 審一二保地
中南長 参一二
欧 審西ソ洋
長 一
④参官 参一二ア
文長 一
④参官 次総経途博
文長 審経漁国
④参官 一
文長 経エ国
④参官 安ネ二
文長 審海 審準
④参官 審④国開無
文長 参調役有理
④参官 審条協規
文長 審政経人
④参官 参軍社
文長 科原
④参官 参④調
文長 企安

秘密指定解除

公文書監理室

S006612 - 1

貴電東北第1168号に関し、

19日、当館相馬が、韓光壁（ハン・グァンソプ）外務部東北
盟1課事務官を往訪し、冒頭貴電の内容を説明したところ、先方
述べたところ以下の通り。

1、（口上書の記事に関し、とりあえずの担当官レベルの意見で
あると前置きしつつ）

（1）「総額40億円程度の支給」は、形式的には日本政府の一
方的意図表明であるが、実質的には日韓の事務レベルにおけ
る新案と合意を経て決まったものであり、「...agreed by the
two governments during...」という表現とした方が実態を
反映していると思う。

（2）残りの23億円を来年度韓国側に支払うことを要望する旨
の記事については、外務省として来年度23億円を要求する
際に韓国側口上書に韓国側の希望につき記述のある方が財務
当局との関係においても有利ではないかと思う。

2、いずれにせよ、口上書の記事、ガイドライン5. の報告義務
に関する日本側の回答及び説明は理解したので、部内で検討し、
結果を追って連絡する。金錫玄（キム・ソグ）姫州局長が20
日から来8月2日まで出張するため、日本側に検討結果をお伝
えするのは、その後になると思う。

（了）